

八千代市へ市外から転入される方へのご案内

八千代市へ転入された方の障害者支援課での制度に必要な手続きは以下の通りです。(市内転居の場合などは手続きが異なります。)※住民票の転入手続後に行ってください。

- 身体障害者手帳(※1)
身体障害者手帳をお持ちください。居住地変更届の提出が必要です。
 - 自立支援医療(更生医療・育成医療)(※1)
転入前に利用していた受給者証を持って、住民票の転入日に申請を行ってください。
転入日と申請日までの間に通院等をした場合は実費となりますのでご注意ください。
 - 日常生活用具(ストーマ装具)(※1)
日常生活用具の申請手続きを行ってください。
前市で転入月(申請月)分の支給を受けていない場合は申請月から利用できます。
 - 療育手帳(※1)
 - 精神障害者保健福祉手帳
 - 自立支援医療(精神通院)
①千葉県内の他市町村から転入する方(千葉市を除く)
手帳・受給者証をお持ちください。記載事項変更届の提出が必要です。
②他都道府県・千葉市から転入する方
千葉県での手帳・受給者証の交付申請をしてください。手帳・受給者証をお持ちください。
千葉県への提出にあたりご本人の状況等の聞き取りを行っております。特に療育手帳(18歳以上)の場合は聞き取りに時間がかかりますのでご了承ください。
 - 障害福祉サービス・児童通所支援・地域生活支援サービス(※1)
転入前に利用していた受給者証を持って、住民票の転入日に申請を行ってください。
転入日と申請日までの間にサービスを利用した場合は実費となりますのでご注意ください。
 - 特別障害者手当・特別児童扶養手当・障害者福祉手当・障害児福祉手当
状況によって必要な手続きが異なります。来庁された際にご案内します。
 - 手続き中の制度(障害者手帳の申請をしたが、まだ交付されていないなど)
状況によって必要な手続きが異なります。前市区町村へご確認の上で本市での手続きを行ってください。
- (※1) 転入先が高齢者施設や障害者施設などの場合は、転入前の市区町村での手続きになる場合があります。対象となる施設かなど詳しくは転入前の市区町村へご確認ください。
- (※2) 転入後でも実際に住んでいない場合は利用ができない場合があります。また、転入日と申請日までの間は遡及を行いませんのでご注意ください。

【お問い合わせ・返送先】八千代市役所 障害者支援課

〒 276-8501 八千代市大和田新田312-5

TEL: 047(421)6741

FAX: 047(483)2665